

雨水貯留浸透施設の 設置に対する 支援措置のご紹介

私達の生活に欠かすことのできない水は、自然界の中で循環するシステムをもっています。地上に降った雨の一部は蒸発し、一部は地表を流れ、残りは地中に浸透して地下水になります。地表を流れる水は下水道等を経由して河川へ集まり、海へ注いでいます。地下水は、ときおり湧水として地表に顔をだしながら最終的には、川や海あるいは深い地下水層へと、時間をかけて流れていきます。

こうした自然の水循環システムのはたらきにより、大雨が降っても浸水被害が起こりにくい仕組みになっていました。

しかし、最近の市街化の進展により、農地や雑木林などが、コンクリートのビルや、住宅地、アスファルトの道路に変わり、雨水が地中に浸透する土地の面積が少なくなってきました。

そのため、短時間に多量の雨水が下水道・河川に流れ込み、深刻な浸水被害が発生する「都市型水害」が頻発しています。

市街化による雨水流出量増大のイメージ

□開発が進む前



雨水の大半は地中に浸透したり、水田やため池に貯留され河川への流出は抑えられます。

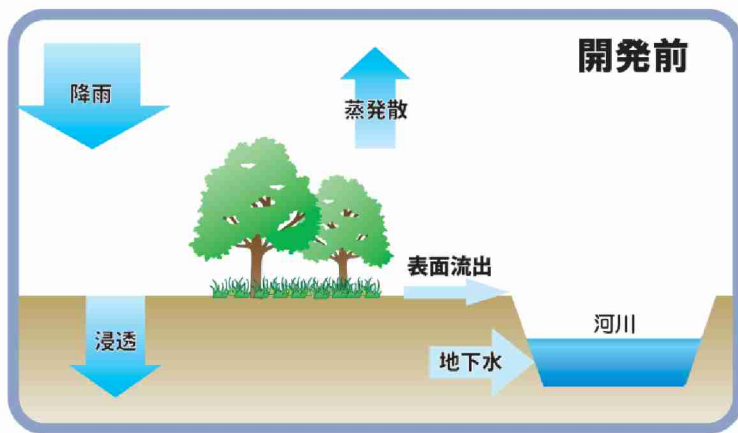
□開発が進んだ後



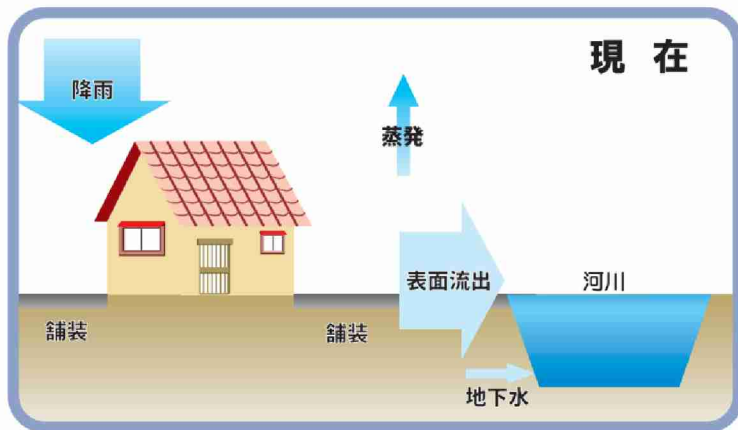
地表がコンクリートやアスファルトで覆われたり、森林や水田・ため池がなくなることにより、雨水が短時間に集中して下水道・河川へ流出し、浸水被害が増加します。

水害を防止するには どうすればいいの？

水害を防止するため、河川改修や調整池の整備を進めることはもちろんのこと、雨水を地中に浸透させたり、一時的に貯留して徐々に流すことにより、少しでも自然の循環システムに近づけ、下水道や河川に流出する雨水をできるだけ抑制することが必要です。

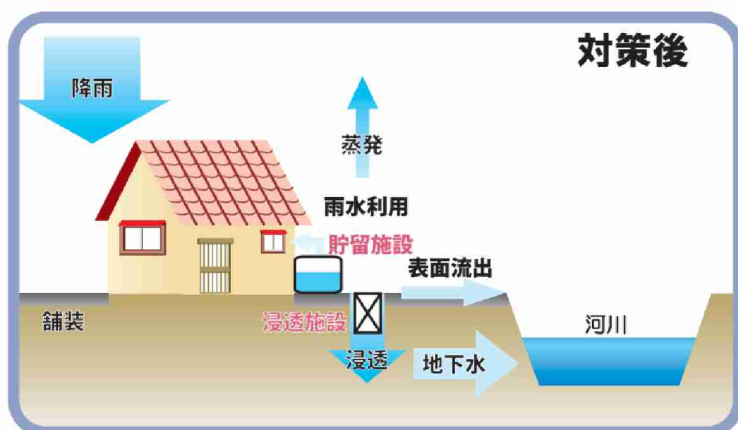


市街化が進む前は、降った雨の多くが地中へいったん浸透し、その後、木の葉や地表面から蒸発したり、長い時間をかけて川や泉に湧き出したりしていたため、地表から川に流れ込む表面流出量は抑えられていました。



市街化が進むと、屋根や舗装など、雨が浸透しにくい場所が増え、短時間に地表から下水道等を経由して川に流れ込む表面流出量が増加し、水害が発生しやすくなります。

また、地中に浸透する水の量が減るため、晴れた日が続くと川の流量が減ったり、湧き水が涸れたりすることが多くなります。



雨水貯留浸透施設による対策を進めると、降雨時の表面流出量を抑制し水害の防止につながります。

地中に浸透する水の量が増えるため、晴れた日が続いても川の流量が減ったり湧き水が涸れたりすることが少なくなります。

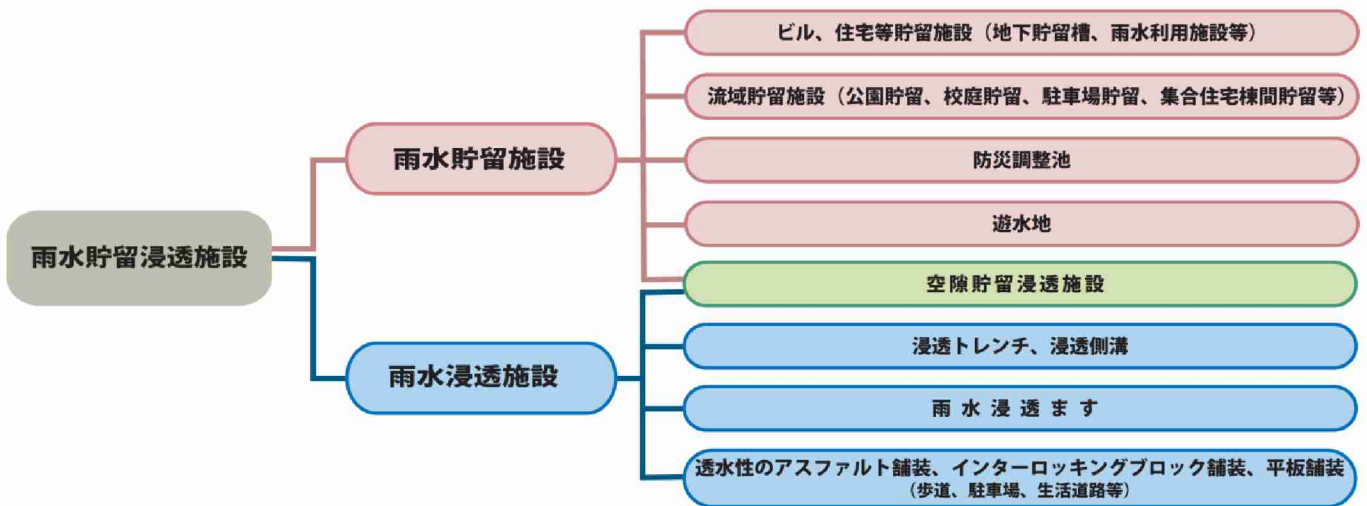
貯留した雨水は水まき、洗車等に有効利用できます。

雨水貯留浸透施設 ってなに？

雨水貯留浸透施設は、雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制するものです。

雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあります。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用することも出来ます。

雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、水害を防止すると共に地下水の涵養にも効果があります。



雨水貯留浸透施設の設置には どんな支援があるの？

雨水貯留浸透施設の設置には、優遇税制のほか各自治体での助成制度などの支援措置が用意されています。また、平成27年度より下水道法が改正され、官民連携した浸水対策を推進する支援策が拡充されています。

雨水貯留施設整備促進税制（所得税・法人税）

【租税特別措置法第14条の2、第47条の2】

平成27年度より対象地域・要件等が変更となりました。

- 対象地域：下水道法に基づき定められた浸水被害対策区域
- 要件：貯水容量300m³以上の雨水貯留施設を設置すること。（注）
（注）特定都市河川流域において対策工事として設置される施設及び補助金等をもって取得等をした施設は対象外となります。
- 特例内容：5年間の10%の割増償却の適用が可能（所得税・法人税）

特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置 （固定資産税）【地方税法附則第15条】

平成27年度より申告手続に関する要件が追加されました。

- 対象地域：特定都市河川流域
- 要件：特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設
- 特例内容：対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税標準が1/2～5/6に軽減されます。（軽減率については各市町村にお尋ね下さい。）
- 申告手続：対策工事として設置される雨水貯留浸透施設について、都道府県知事等の検査が終了した旨を証する書類の写しを添付して、申告して下さい。

特定地域都市浸水被害対策事業（下水道防災事業費補助）

- 事業の概要：「浸水被害対策区域」※において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的に、「特定地域都市浸水被害対策計画（以下、「事業計画」という。）」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設の整備の支援を行う事業。
- 事業計画の策定
 - ①事業主体：地方公共団体又は民間事業者等
 - ②定めるべき事項：事業計画には、以下の事項を定めるものとする。
 - (1) 事業の目標
 - (2) 事業の位置
 - (3) 事業内容及び年度計画
 - (4) 補助金の算定根拠
- 補助対象範囲
 - ①民間事業者等が事業計画に基づき整備する雨水貯留施設及びこれを補完する施設。
 - ②地方公共団体が事業計画に基づき整備する公共下水道事業の主要な管渠及びこれを補完する施設。

※浸水被害対策区域：都市機能が集積し、浸水被害のおそれがある区域であって、当該区域の土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみでは浸水被害を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。
区域の指定イメージはP.6を参照してください。

流域貯留浸透事業制度（社会資本整備総合給付金（防災・安全交付金）） （沖縄振興公共投資交付金）

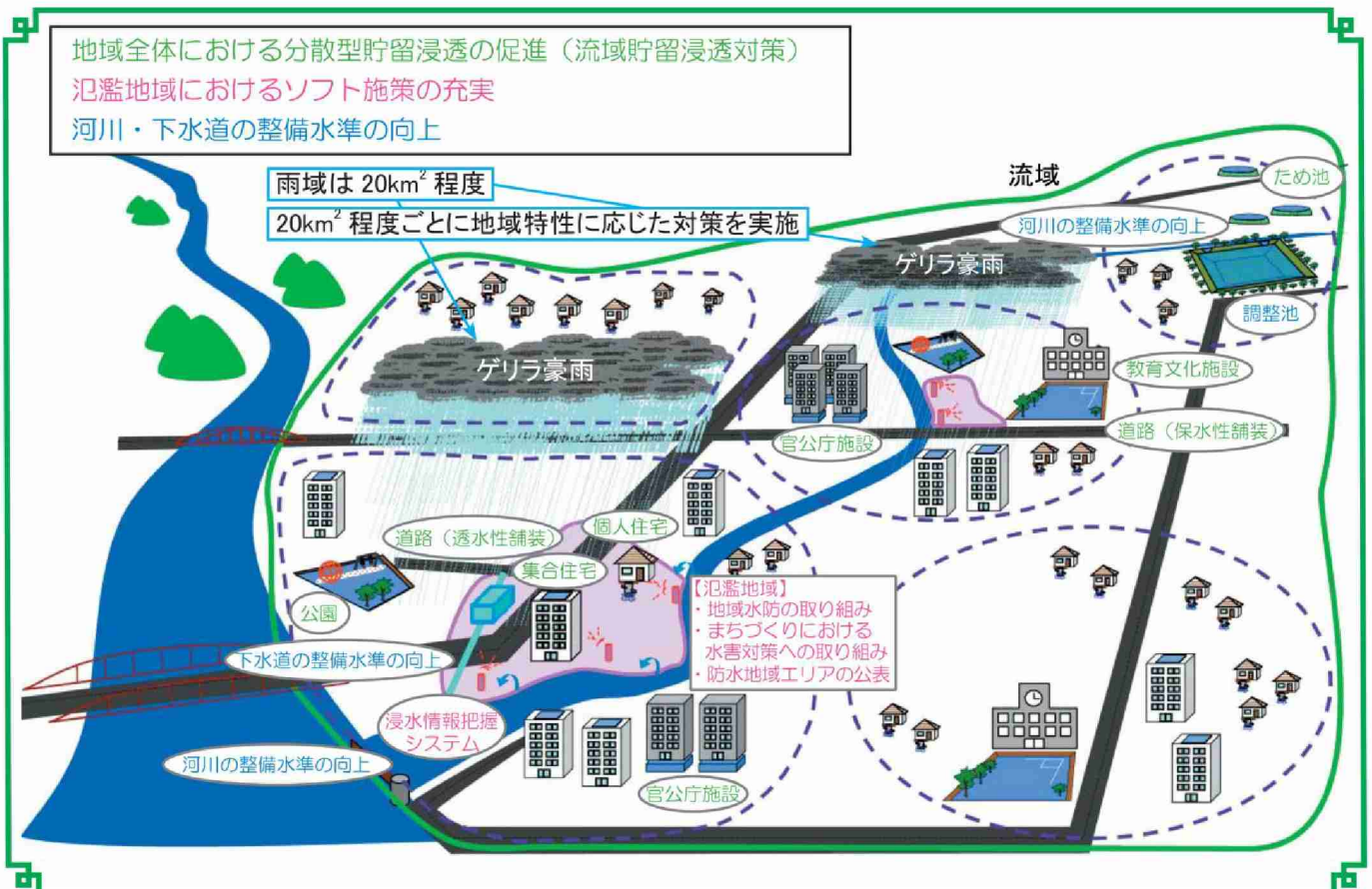
交付金対象事業

交付対象事業：一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備等を地方公共団体が行う事業で、通常の河川改修方式と比較して経済的であるもので、次のいずれかの要件に該当するもの。

- ① 公共施設等もしくは民間施設（又は敷地）での500m³以上の貯留浸透施設の整備
ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては300m³以上の貯留浸透施設の整備
 - (1) 総合治水対策特別河川の流域
 - (2) 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等における人口密度が4,000人/km²以上の府県庁所在地
 - (3) 人口密度が4,000人/km²以上の指定都市（東京特別区を含む）
 - (4) 100mm/h安心プランに登録された地域（複数の施設で500m³以上の容量を確保する事業に限る）
※平成25年度より拡充
- ② 既成市街地内の個人住宅敷地内への貯留浸透施設の設置
（流域全体で500m³以上の貯留効果があるもの）
- ③ 新規の住宅開発において一団地の施設・敷地における貯留浸透施設整備
（全体で500m³以上の貯留効果があるもの）
- ④ 3,000m³以上の貯留量を確保するための既存のため池や池沼の改良工事
（ただし、事業着手から3ヶ年以内に完了するものに限る）

※ 詳しい内容は 国土交通省トップ→水管理・国土保全局→100mm/h安心プラン（下水道との連携事業）
<http://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/index.html> をご覧ください。

<100mm/h 安心プランの概念>



新世代下水道支援事業（社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金））
（沖縄振興公共投資交付金）

○水循環創造事業：新世代下水道支援事業の支援メニューのひとつで、雨水貯留浸透による流出抑制を目的に、個人住宅等に設置する貯留タンクや浸透ます等の小規模な施設に対して、地方公共団体が整備費用を助成する場合、地方公共団体に対して、交付金により支援を行う。

○交付対象事業

- ①地方公共団体が事業主体の事業にあたっては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造。
- ②個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあつては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び付帯の配管の設置。

（事例）新潟市：宅地内の雨水浸透ます設置等の助成を平成12年度より開始（現在約6万基）

雨水貯留浸透施設の設置に対して助成がある主な自治体（平成27年6月現在）

雨水貯留タンク

（自治体名の市及び区は省略）

石巻、仙台、郡山、いわき、水戸、鹿嶋、土浦、宇都宮、鹿沼、小山、館林、川口、蕨、戸田、鴻巣、上尾、志木、和光、新座、所沢、狭山、入間、川越、鶴ヶ島、幸手、白岡、草加、越谷、市川、船橋、浦安、我孫子、千葉、佐倉、四街道、茂原、足立、荒川、板橋、大田、葛飾、品川、新宿、墨田、世田谷、台東、豊島、昭島、あきる野、青梅、小金井、狛江、多摩、調布、八王子、東村山、東大和、府中、福生、武蔵野、横浜、川崎、藤沢、茅ヶ崎、大和、海老名、座間、綾瀬、平塚、寒川町、鎌倉、長岡、新潟、高岡、金沢、小松、内灘町、中能登町、大野、鯖江、長野、上田、東御、岡谷、飯田、松川町、安曇野、山形村、中野、関、美濃加茂、多治見、三島、富士宮、富士、函南町、静岡、袋井、湖西、一宮、春日井、江南、小牧、岩倉、清須、北名古屋、長久手、東郷町、大口町、扶桑町、東海、大府、東浦町、岡崎、刈谷、豊田、安城、西尾、知立、高浜、幸田町、豊橋、豊川、圃田、蒲郡、福知山、京都、長岡京、大山崎町、八幡木津川、精華町、大阪、池田、豊中、茨木、高槻、吹田、摂津、寝屋川、大東、堺、和泉、高石、泉大津、松原、神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、猪名川町、稲美町、加西、姫路、香美町、洲本、大津、東近江、米原、奈良、大和郡山、生駒、岡山、倉敷、府中、神石高原町、防府、高松、丸亀、坂出、松山、伊予、土佐、福岡、筑紫野、長崎、菊池、合志、菊陽町、熊本、宇土、益城町、甲佐町、水俣、大分、都城、鹿児島、西原町、那覇、石垣

浄化槽転用雨水貯留施設

酒田、郡山、いわき、水戸、宇都宮、小山、館林、戸田、鴻巣、鶴ヶ島、嵐山町、幸手、杉戸町、草加、越谷、八潮、吉川、松伏町、市川、船橋、千葉、佐倉、藤沢、平塚、寒川町、鎌倉、葉山町、金沢、小松、内灘町、鯖江、長野、上田、安曇野、中野、岐阜、関、美濃、美濃加茂、多治見、三島、富士宮、函南町、掛川、袋井、湖西、一宮、春日井、江南、小牧、尾張旭、岩倉、日進、清須、北名古屋、長久手、東郷町、豊山町、大口町、津島、愛西、大治町、東海、大府、東浦町、岡崎、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、知立、高浜、幸田町、豊橋、豊川、田原、堺、和泉、猪名川町、稲美町、香美町、洲本、東近江、米原、斑鳩町、四日市、津、伊勢、岡山、倉敷、新見、防府、鳴門、松茂町、高松、直島町、丸亀、坂出、綾川町、松山、伊予、東温、南島原、熊本、大分、西原町

浸透施設（浸透ます・浸透トレンチ等）

仙台、天童、郡山、いわき、水戸、鹿嶋、取手、宇都宮、鹿沼、芳賀町、館林、明和町、狭山、入間、川越、市川、船橋、千葉、佐倉、茂原、板橋、大田、北、品川、杉並、世田谷、中野、練馬、港、目黒、昭島、青梅、清瀬、国立、小平、狛江、立川、調布、西東京、八王子、羽村、東久留米、東村山、東大和、日野、府中、福生、三鷹、武蔵野、横浜、川崎、座間、相模原、秦野、開成町、上越、妙高、新潟、金沢、小松、内灘町、鯖江、飯田、美濃加茂、多治見、三島、富士宮、富士、函南町、静岡、島田、浜松、一宮、春日井、江南、小牧、清須、扶桑町、東海、大府、東浦町、岡崎、刈谷、豊田、安城、西尾、知立、高浜、幸田町、豊川、京都、西宮、香美町、大津、防府、高松、丸亀、福岡、菊池、大津町、菊陽町、熊本、宇土、益城町、甲佐町、鹿児島、那覇

※詳しい助成内容やその対象区域については、当該自治体へお尋ね下さい。

<雨水浸透施設による湧水の保全>

印旛沼流域の著名な湧水である加賀清水（佐倉市）は、涵養域の宅地化などにより湧水量が減少し、時期によっては枯渇することもあります（写真）。この加賀清水の涵養域（16.2ha 約500世帯）において住宅への雨水浸透ますの設置や、公共施設への浸透施設の設置などにより湧水の復活を図っています。

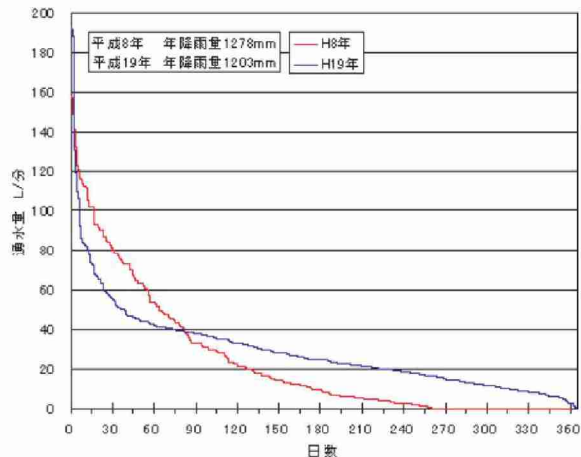
平成20年度末までに、各戸雨水浸透ます(337基)、歩道・駐車場の透水性舗装(2251m²)、道路浸透ます(71基)や浸透側溝(1253m)の整備を、住民・千葉県・佐倉市が協働して進めています(涵養域平均浸透強度約3mm/hr)。



冬の枯渇状況



湧水量が豊富な状態



浸透施設整備による湧水流況の改善

※佐倉市による調査結果に基づき作成

「下水道法」が改正されました

「浸水被害対策区域」制度の創設（平成27年7月施行）

● 「浸水被害対策区域」の指定

○大都市のターミナル駅のように、都市機能が集積した地区で、民間の再開発等にあわせて、官民連携による浸水対策を実施することが効率的な区域を公共下水道管理者である地方公共団体が条例で指定することができます。

■ 浸水被害対策区域の指定イメージ



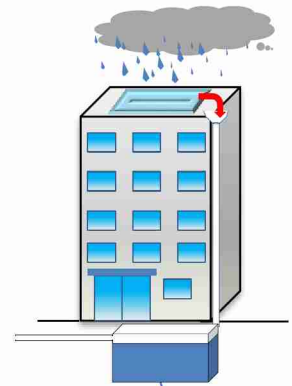
近年、局地的な大雨（ゲリラ豪雨）が頻発し、早期に浸水安全度を向上させるニーズが高まっている。

大都市のターミナル駅のように、都市機能が集積した地区で、民間の再開発等にあわせて、官民連携による浸水対策を実施することが効率的な区域を「浸水被害対策区域」として指定。

官民が連携して浸水対策を実施し、早期に地域の浸水安全度を向上させる。

● 「浸水被害対策区域」における官民連携による浸水対策

- 管理協定の締結等：民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理できる制度を創設しました。
- 特定地域都市浸水被害対策事業制度：管理協定を締結した雨水貯留施設等の整備費用に対し、国が民間に直接支援を行う制度を創設しました。
- 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度：本パンフレットp.3をご覧ください。
- 条例による義務づけ制度：支援策のみでは浸水被害の軽減が困難な場合、市町村等の判断により、条例で、民間に対し雨水貯留浸透施設の設置を義務づけることが可能となる制度を創設しました。



民間が雨水貯留施設を設置し、下水道管理者が管理する

<都市再生特別地区における容積率の特例>

都市再生特別地区（都市再生特別措置法）等において、地方公共団体は、雨水貯留施設の整備等を総合的に評価して容積率を緩和することができます。
平成27年1月の都市計画運用指針の改定により、都市開発事業者の容積率制限等の緩和を認める上で、積極的に評価することが考えられる環境貢献の取組の例示として「**地域の浸水被害防止のための雨水貯留施設の整備等の都市の防災機能の確保**」が追加されました。

【都市開発事業者による提案（イメージ）】



（事例）名古屋市名駅一丁目1番A地区（都市再生特別地区）

雨水貯留施設の整備や公開空地の整備等の公共貢献を総合的に評価し、容積率を割増（約400%）

「特定都市河川浸水被害対策法」の概要

この法律は、都市部の河川流域において総合的な浸水被害対策を推進するため、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、雨水浸透阻害行為の許可制度等の措置を定めるもので、平成15年6月に制定され、平成16年5月に施行されました。

●特定都市河川及び特定都市河川流域の指定

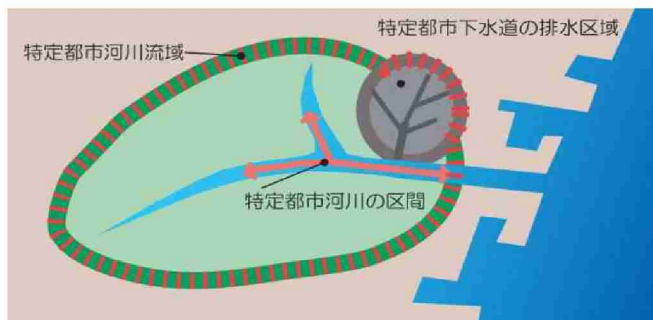
- 特定都市河川の流域と特定都市下水道の排水区域をあわせて指定します。

特定都市河川（H27.4.1現在）

- ・鶴見川（神奈川県・東京都）
- ・新川（愛知県）
- ・猿渡川（愛知県）
- ・境川（神奈川県・東京都）
- ・巴川（静岡県）
- ・境川（愛知県）
- ・寝屋川（大阪府）
- ・引地川（神奈川県）

特定都市河川について

http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/index.html から「河川」→「特定都市河川浸水被害対策法の概要」をご覧ください。



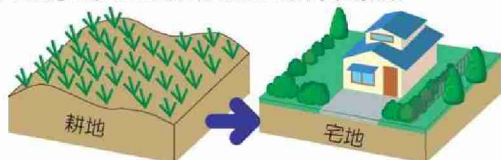
●特定都市河川流域における流出雨水量の抑制のための規制等

<雨水浸透阻害行為の許可等>

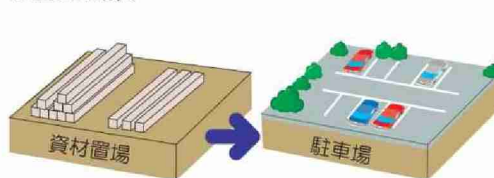
- 宅地等以外の土地で行う一定規模（1,000m²※都道府県の条例で500m²まで引き下げることが可能です）以上の雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）には都道府県知事等の許可が必要です。
- 許可に当たっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置などが必要です。

雨水浸透阻害行為に該当する行為の例

○宅地等にするために行う土地の形質の変更



○土地の舗装



○排水施設を伴うゴルフ場、運動場の新設・増設



○ローラー等により土地を締め固める行為



(注)「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

●流域内住民等の役割について

- 特定都市河川流域内の住民・事業者の方々は、浸水被害の防止を図るため、一時的な雨水の貯留や地下への浸透について自ら努めることとされています。

発行 公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会
【問い合わせ先】 〒102-0083
東京都千代田区麹町3-7-1
TEL: 03-5275-9591 FAX: 03-5275-9594
<http://www.arsit.or.jp>